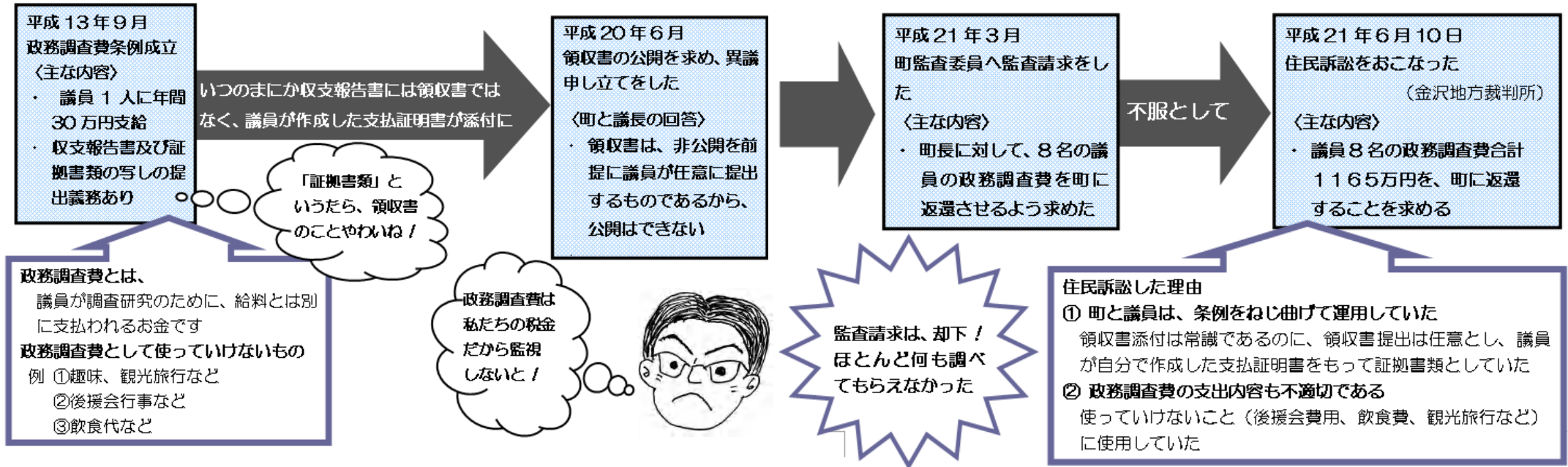


これまでの経緯



■津幡町議会政務調査費の交付に関する条例

(収支報告書等)

第 9 条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、当該年度の交付に係る政務調査費について、規則で定める収支報告書を作成し、これに証拠書類の写しを添えて、翌年度の 4 月 30 日までに議長に提出しなければならない。

■津幡町議会政務調査費の交付に関する規則

別表(第5条関係)

政務調査費の使途基準

項目	内容
調査研究費	町の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費 (例)調査委託費、交通費、宿泊費等
研修費	研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への参加に要する経費 (例)会場費・機材借り上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等
会議費	町政に関する住民の要望、意見を聴取するための各種会議に要する経費 (例)会場費・機材借り上げ費、資料印刷費、茶菓子等
資料作成費	議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (例)印刷製本代、原稿料等
資料購入費	調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (例)書籍購入代、新聞雑誌購読料等
広報費	議会活動及び町政に関する政策等の広報活動に要する経費 (例)広報誌・報告書等印刷費、送料、交通費等
事務費	調査研究に係る事務遂行に必要な経費 (例)事務用品費、通信費等

備考 政務調査費に充てることができない経費は、次のとおりとする。

- (1) 政党の活動に係る経費
- (2) 慶弔費その他の交際費的な経費